

第1章 計画策定にあたって

1

計画策定の趣旨

「地域福祉計画」「地域福祉活動計画」は、人口減少や少子高齢化の進展、人々の意識の移り変わりに伴い地域社会の在り方が変化しているなか、住民が支え合い、誰もが安心して暮らせる地域社会を実現するため、地域の一人ひとりが地域福祉の推進を目指していく計画です。

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条の規定に基づき、社会福祉法の基本理念の一つである地域福祉の推進を図ることを目的として策定する計画です。

町民がそれぞれの生き方を尊重し、ともに支え合い、助け合いながら、住みよい地域で安心・安全に自立した生活を送ることができる仕組みをつくるものです。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が活動計画として策定するものであり、地域住民などの地域福祉に関する主体的活動の活性化などを推進するため、具体的な取り組みを示す民間の活動・行動計画です。社会福祉を進める上での町全体の理念や仕組みをつくる計画が「地域福祉計画」であり、それを実現・実行するための中核をなす社会福祉協議会の行動のあり方を定める計画が「地域福祉活動計画」です。

2

計画の位置付け

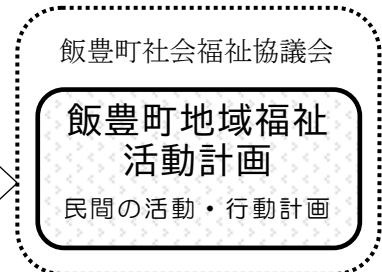
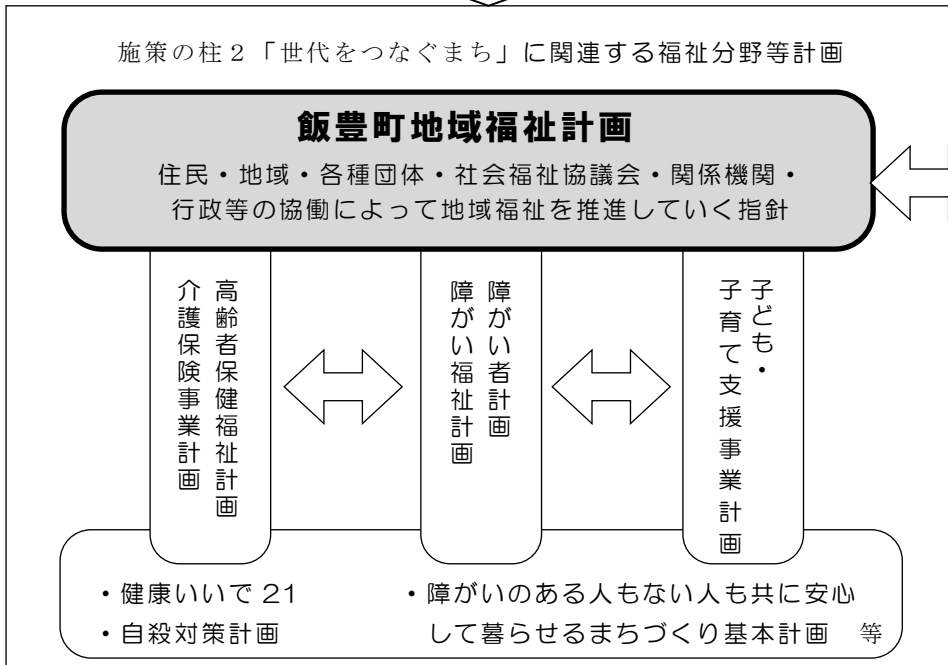
「地域福祉計画」は、町の最上位計画である飯豊町総合計画の福祉分野における確実な実現を目指す「福祉の基本計画」としての位置付けとします。

また、主に子ども・障がい・高齢者などを対象とする「福祉分野の上位計画」でもあり、福祉の各分野の個別計画における概念や目標を定めるとともに理念を共有しながら、総合的な推進を図る計画となります。

地域福祉推進のための理念や体制をつくる「地域福祉計画」と、それを実行するための住民の活動・行動のあり方を定める「地域福祉活動計画」は、言わば車の両輪です。

これらが一体となって策定されることにより、行政や住民、地域福祉活動団体、ボランティア、事業所など地域に関わるものの役割や協働が明確化され実行に移せるよう、2つの計画を一体的に策定します。

第5次飯豊町総合計画 ～ “やっぱり、飯豊で幸せになる” ～



(1)地域福祉計画

「地域福祉計画」は、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とするものです。

「地域福祉計画」の策定については、平成30年4月の社会福祉法(昭和26年法律第45号)の一部改正により、任意とされていたものが努力義務とされました。

さらに、地域福祉計画は「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けられました。

また、社会福祉法改正において、「包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項」が計画に盛り込むべき事項として新たに追加されました(社会福祉法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する市町村のみ該当)。

社会福祉法に基づき
策定する行政計画

地域福祉を推進する
ための方向性を明確
にする計画

個別の福祉計画では対応
できない、横断的な取り
組みを明確にする計画

《策定方針》

社会福祉法及びガイドライン等をもとに、地域共生社会の実現及び包括的な支援体制の整備に関する施策等の動向も視野に入れながら、目指す方向性を確認します。

地域福祉計画に盛り込むべき事項の検討にあたっては、高齢者、障がい者、子ども・子育てなどの分野別計画や既存施策などの関連性を整理し、総合計画などの地域福祉計画の上位にある計画や方針などをもとに地域福祉計画の内容を調整します。

<法的な位置づけ> 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)〈抄〉 ※平成 30 年4月一部改正

第 107 条（市町村地域福祉計画）市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 前条第 1 項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(2)地域福祉活動計画

「地域福祉活動計画」は、法律により義務化されたものではありませんが、行政で策定される「地域福祉計画」を計画的、効率的に推進していくために、住民や民間福祉団体で策定される「地域福祉活動計画」の役割が重要といわれており、両計画は一体化したものとて考えられるようになりました。

この「地域福祉活動計画」は社会福祉協議会を中心としながらも、地域住民、福祉団体、福祉事業者等のこれからの地域福祉活動の方向性を示したものであり、それぞれがこの計画の趣旨を念頭に活動を展開し、有機的に結ばれることにより、地域福祉が一層充実するものとの考えによるものです。

社会福祉協議会や住民
が主体的に取り組む事
業を具体化した計画

地域福祉を推進する上
で社会福祉協議会や自
治組織、住民の基本指針
となる計画

毎年の取り組みを明確
にした計画

《策定方針》

令和2年度から平成6年度までの5年間を計画年度とする現計画「第2次地域福祉活動計画」と同じように新しい「第3次地域福祉活動計画」においても「地域福祉計画」との一体的な策定を行うなかで、社会福祉協議会として向こう5年間における重点施策を明確に定めるほか、地域福祉推進事業の効果的な実施に力点を置いた計画づくりを目指すものであり、マンネリ化を打破し、活力ある社会福祉協議会を作っていくために、現状維持に満足することなく、向上心を助長する地域福祉活動計画を描くことが組織としての方針となります。

3

計画の期間

地域福祉計画は、その策定を通じて「住民参加」と「福祉の総合化」の推進を図るものであり、町の地域福祉を具体化するために不可欠なものです。

地域福祉推進のための基盤や体制をつくる地域福祉計画と、それを実行するための住民の活動・行動のあり方を定める地域福祉活動計画は、いわば車の両輪です。これらが一体となって策定されることにより、行政や住民、地域福祉活動団体、ボランティア、事業所など地域にかかわるものの役割や協働が明確化され、実効性のある計画づくりが可能となります。

地域福祉計画・地域福祉活動計画と各関連計画との目標期間の比較

計画名	計画期間 ※現計画	(H30)	(R1)	(R2)	(R3)	(R4)	(R5)	(R6)	(R7)	(R8)	(R9)	(R10)	(R11)	(R12)
		2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
山形県地域福祉推進計画(山形県)	H30(2018) ~R4(2022)	第4期												
山形県地域福祉支援計画(山形県)	R5(2023) ~R9(2027)													
山形県社会福祉協議会 地域福祉活動計画2020	R2(2020) ~R6(2024)													
飯豊町地域福祉計画(健康福祉課)	R2(2020) ~R6(2024)	第1期						策定						
飯豊町地域福祉活動計画(社会福祉協議会)	R2(2020) ~R6(2024)	第1次						策定						
飯豊町総合計画(企画課)	R3(2021) ~R12(2030)													
飯豊町高齢者保健福祉計画・飯豊町介護保険事業計画(健康福祉課)	R6(2024) ~R8(2026)													
飯豊町障がい福祉計画・飯豊町障がい児福祉計画(健康福祉課)	R3(2021) ~R12(2032)													
飯豊町障害者活躍推進計画(健康福祉課)	R3(2021) ※1月 ~R7(2035) ※12月													
飯豊町子ども・子育て支援事業計画(健康福祉課)	R2(2020) ~R6(2024)	第1期												
飯豊町健康増進計画「健康いいで21」(健康福祉課)	R6(2024) ~R17(2035)													
いのち支える飯豊町自殺対策計画(健康福祉課)	R6(2024) ~R10(2028)													

4

計画の策定方法

(1)策定委員会・作業部会（ワーキンググループ）

◆策定委員会の役割

策定委員会は、計画の策定にあたって基本的な構成をつくり、地域における生活課題の問題点の把握や解決策の検討、基本目標の設定などにあたります。また、作業部会（ワーキンググループ）が中心となって作成した原案や調査結果をもとに最終的に「計画案」を取りまとめました。

◆作業部会（ワーキンググループ）の役割

策定委員会で必要となる資料等の情報整理や計画案作成にむけて調査研究を実践します。また、関係者や関係団体等から上がった調査結果や各関係機関が持っている統計資料をまとめる作業等を行い、主に委員会に提案する原案づくりにあたりました。

(2)施策内容

地域福祉活動計画

施策(1) 福祉意識の醸成						
事業名	飯豊町の取り組み内容	主担当	地域や住民が取り組む内容	国等へ要望等	関連計画	
①インクルーシブ 理念と福祉意 識の啓発	障がいのある人もない人も、地域の中で共に生きていくことができる社会を目指し、インクルーシブ理解促進に努めます。	健康福祉課 社会福祉協議会	障がいのある人等が孤立したり、排除されたりしない取組みを地域の行事やイベント等で実践していきます。	実践、指導事例の提供	障害者計画・障害福祉計画	

(3)体系等

「地域福祉計画」では、国が「地域福祉計画に盛り込むべき事項」に掲げる項目に沿って具体的な実施計画の概要を示していくことを目指すものであり、主に第2次計画をベースとした内容の修正、改定等を進めます。

「地域福祉活動計画」では、具体的に、調査、整理された課題をテーマ別に分類し、関係機関・団体との連携等による解決策の導き出しや地域への提案を行い、最終的には両計画を一冊子にまとめます。

(4)策定イメージ

